

# 長浜市官民パートナーシップ推進基本方針



平成 28 年 3 月

長 浜 市

## 目次

<b>1. 基本方針の策定について</b>	<b>1</b>
(1) 策定の趣旨	1
(2) PPPの概要	2
<b>2. 現状と課題</b>	<b>3</b>
(1) 長浜市の現状と課題	3
(2) 新しい公共の担い手の活躍	6
(3) 国の動向（地方行政サービス改革の推進について）	6
<b>3. 基本的な考え方</b>	<b>7</b>
(1) 基本方針の位置づけ	7
(2) 基本方針	8
<b>4. 基本的な方向性</b>	<b>9</b>
(1) 市が直接実施すべき事務事業、重点化すべき事務事業	9
(2) PPPの目指す方向性	10
(3) PPP活用の視点	11
<b>5. 検討に向けた進め方</b>	<b>12</b>
(1) 活用検討フローチャート	12
(2) 推進方策等	13
<b>6. 民営化の主な実施手法</b>	<b>14</b>
(1) 施設譲渡	14
(2) 事業の移管	14
(3) 法人設立	14
<b>7. PPPの主な実施手法</b>	<b>15</b>
(1) 行政サービス型	15
(2) 支援・連携型	17
(3) 公有財産活用型	19
<b>8. 今後の取り組み</b>	<b>20</b>
(1) 実施計画の策定	20
(2) PPP活用における事前評価、モニタリングの実施	20
<b>9. 留意事項</b>	<b>21</b>

## 1. 基本方針の策定について

### (1) 策定の趣旨

地方分権の推進、人口の減少・少子高齢化の進行、市民ニーズの多様化・高度化等により、市の事務事業は増加する一方、平成 32 年度の普通交付税の合併算定替の終了や公共施設等の大量更新等の問題に直面するなど、本市を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっています。

こうしたなか、地域においては、環境や健康を重視したライフスタイルなど心の豊かさを求める価値観が一層高まりつつあり、地域づくり協議会など地縁団体やボランティア、NPO 活動を通じて、自らが暮らす地域への活動に生き甲斐を見出す人々も増えてきています。

また、国の規制改革、行政サービス<sup>※</sup>の民間開放の動きのなかで、公共サービス<sup>※</sup>の提供を新たなビジネスチャンスと捉え、参入を希望し、積極的に取り組みたいと考える民間企業や、コミュニティビジネス<sup>i</sup>等を通じて地域経済の活性化に取り組む団体も増えていきます。

このような社会情勢の変化や、厳しい財政状況の中、公共サービスの質を確保し、市民満足度の維持・向上を図りつつ、将来にわたって持続可能な地域づくりを進めていくためには、多様な主体が効果的かつ効率的に公共サービスを提供できる仕組みを整えていくことが必要です。

この「長浜市官民パートナーシップ推進基本方針」は、本市における高い市民力と民間<sup>ii</sup>のもつ高い効率性などの強みを公共サービスに導入する手段として、官民パートナーシップ（Public Private Partnership／以下「PPP」という。）の様々な手法の更なる活用を、総合的かつ計画的に推進していくための基本的な方向性を示し、今後、市が重点的に担うべき役割を明確にし、全庁的な共通認識を図るとともに、最も適切で民間・市ともにメリットがある対等な関係を築き、相互理解を深めながら、効果的かつ効率的な公共サービスを提供する方法を選択するための方針として策定するものです。

#### ※「行政サービス」と「公共サービス」

本方針において、「行政サービス」とは、市が、市民に提供するサービスのことであり、「公共サービス」とは、行政サービスを内包する広い概念として、民間と市が連携して生み出すサービスや、提供主体に関わらず広く一般の人々の福利のために提供されるサービスのことを指します。

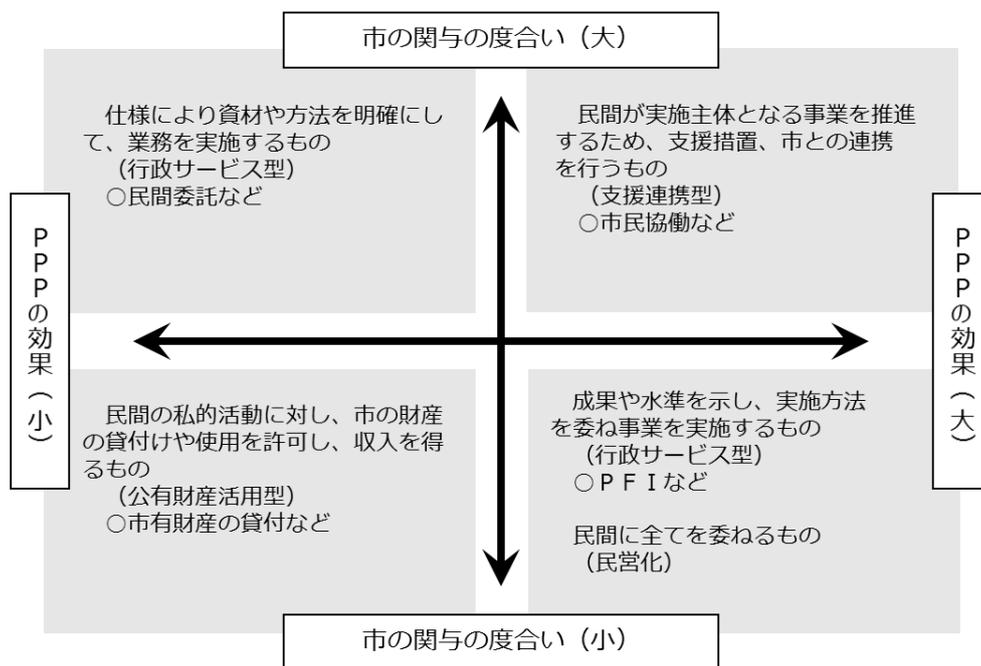
## (2) PPPの概要

PPPとは、一般的に官民が連携・協力して公共サービスの提供を行う手法の総称として用いられています。

本方針においてPPPとは、民間が持つノウハウや専門知識、ネットワークなどを活用して、民間と市が適切な役割分担に基づいて公共領域を創造し、公共サービスの充実と効率化を図る手法の総称とします。

PPPは選択する手法によって担い手となるべき主体、市の関与の度合い、その効果が異なるため、事務事業ごとに最適な手法を選択することが必要です。

### 【市の関与とPPPの効果】



### 【PPP (官民パートナーシップ)における各部門の効果と役割】

部門	PPPの効果	役割
行政部門 (市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・VFM<sup>iii</sup>の追求</li> <li>・財政負担の軽減</li> <li>・公共サービスの質の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移管、連携すべき事業の選定</li> <li>・適切な事業者の選定</li> <li>・事業の監視 (モニタリング)</li> </ul>
民間部門 (事業者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな事業機会の確保</li> <li>・事業参入による収益の創出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な事業計画の策定</li> <li>・適切な事業の運営</li> </ul>
民間部門 (市民等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直接事業実施による地域の課題解決</li> <li>・地域経営における市民意思の反映</li> </ul>	

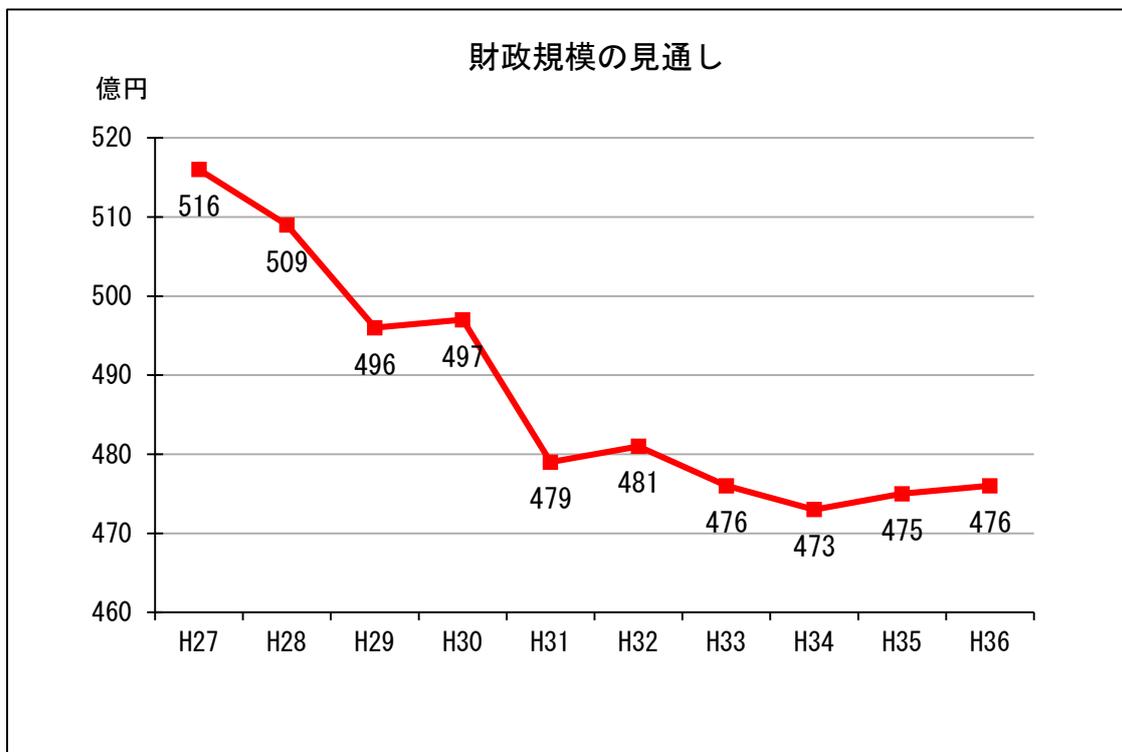
## 2. 現状と課題

### (1) 長浜市の現状と課題

#### 課題 1. 健全な財政運営の確立

本市では、普通交付税の合併算定替<sup>iv</sup>について、平成 27 年度から段階的な縮減が始まり、平成 32 年度をもって終了します。人口減少・少子高齢化による税収の減少や扶助費の増加など厳しい財政状況のもと、財政需要に見合った財源の確保が困難になることが想定され、合併特例措置終了後の平成 33 年度以降も現在のサービスを維持していくためには、普通交付税が減少しても安定的な財政運営ができる構造の確立が不可欠です。

このため、本市の【財政計画】（平成 27 年 8 月）に掲げる基本目標として、歳入・歳出については、【長浜市基本構想】（平成 23 年 9 月）を推進する行財政基盤を強化する観点から、無駄の排除や事務事業の見直しにより、市民ニーズに的確に対応する財源を生み出すこととしており、職員人件費の削減や公共施設の再編に向けた取り組み、新たな公共の担い手の活用の飛躍的な推進により、歳出規模を削減するとともに、市税等の債権回収対策の強化、国・県補助等の積極的な活用により、安定的財源を確保することが求められています。



※「財政計画」財政規模の見通しを基に作成

## 課題 2. 公共施設等の適正配置

【長浜市公共施設等総合管理計画】（平成 27 年 3 月）においては、本市の公共施設等の将来の更新費用を一定の前提条件・推計方法により推計しており、公共建築物については、40 年間（平成 27 年度～平成 66 年度）で必要な更新費用は 1,331 億円、将来投資見込額の 1.5 倍に相当する更新費用が必要と試算されています。この更新費用の内訳については、学校教育系施設が 34%、生涯学習系施設が 23%、企業会計施設が 15%を占める結果となっています。

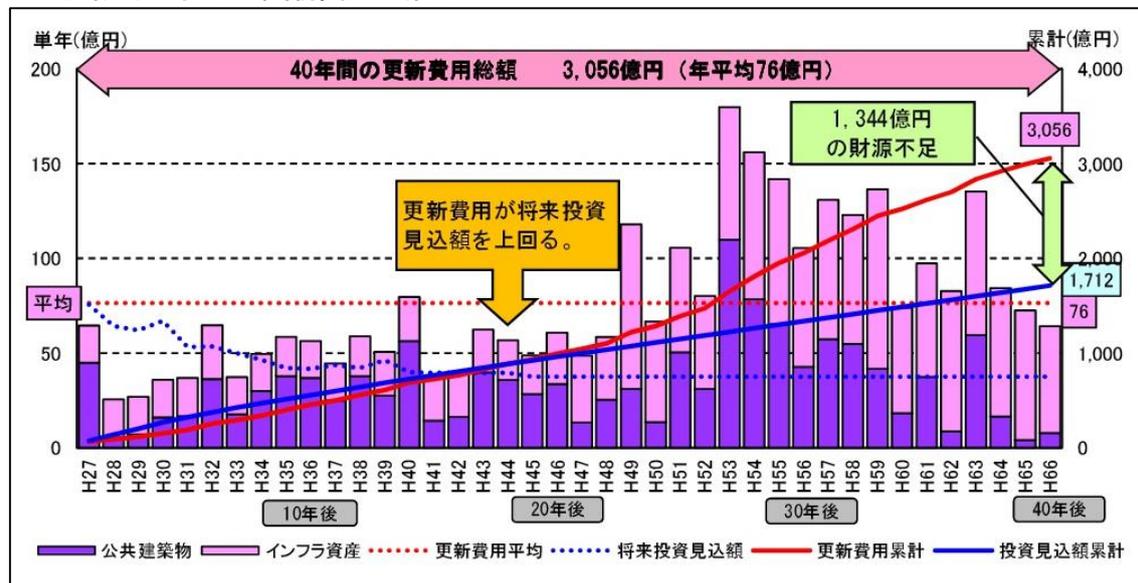
年度別の更新費用については、最初の 20 年間は更新費用も低く抑えられています。公共建築物については平成 53 年度頃に、ピークが訪れる予想となっています。

インフラ資産を含む公共施設等全体における今後 40 年間の更新費用の総額は 3,056 億円（年間平均更新費用額は約 76 億円）で、将来投資見込額の 1.8 倍の金額が必要と推計されています。

このため、【長浜市公共施設等総合管理計画】において、公共建築物については、将来の更新費用削減に向けて、今後 40 年間で公共建築物の延床面積 34%（23.2 万㎡）削減を数値目標として掲げており、当初 10 年間で延床面積を約 6%削減することとしています。

この目標を達成するため、施設の適正配置の観点から、施設の新築又は大規模改修を行う場合はゼロベースで検討すること、施設を新築する場合は他の施設の統合を前提として建設することとしており、施設整備や管理運営の事業手法については、施設機能の質の向上の点からも民間の技術・ノウハウ・資金等の活用を積極的に導入することが必要です。

### 公共施設等の将来の更新費用の推計



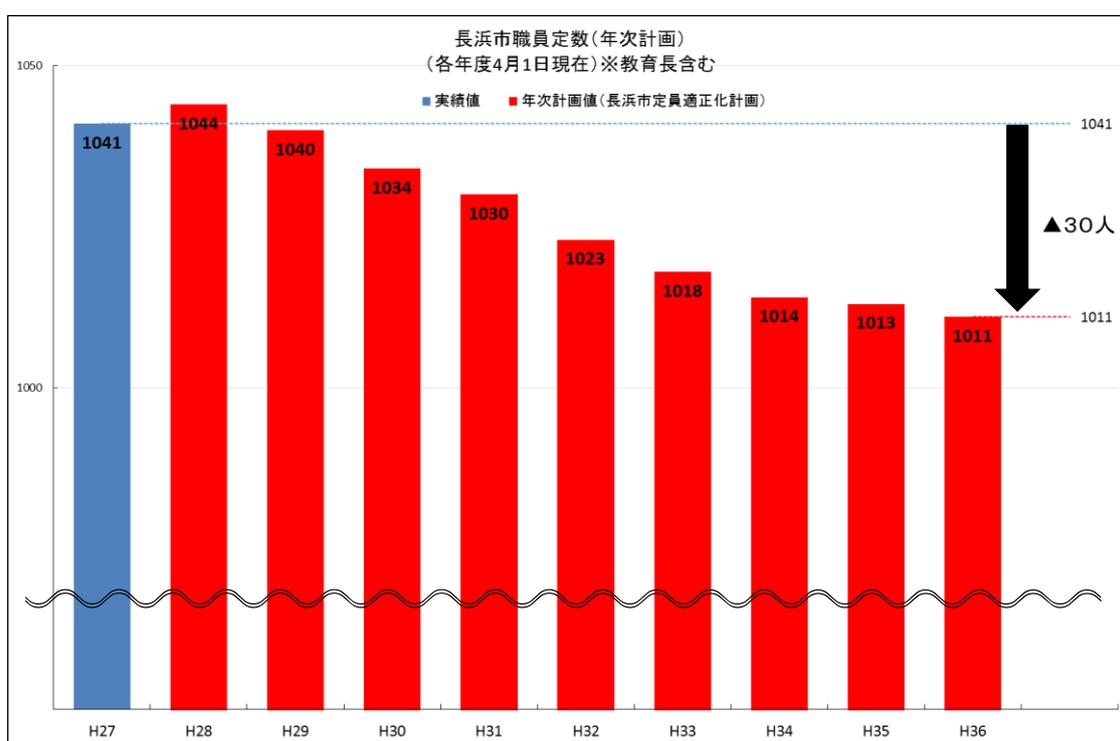
※出典：「長浜市公共施設等総合管理計画」

### 課題 3. 職員数等の適正化

本市の正規職員数については、簡素で効率的な行財政運営を図るため、【長浜市定員適正化計画】（平成 26 年 8 月）を策定し、計画的に職員数を削減しています。

【長浜市定員適正化計画】では、行政サービスが低下することがないように、また安定的な組織運営を図っていくため、職員の年齢構成の平準化、計画的な職員数の確保により、平成 36 年 4 月 1 日の目標値として、正規職員数を 1,011 人（平成 27 年度比▲30 人）とすることとしています。

目標達成に向けては、行政サービスの質の維持・向上を考慮したうえで、民間委託および市民協働の推進や、指定管理者制度の積極的な活用を進めることが必要です。



※「長浜市定員適正化計画」年次計画値を基に作成

また、本市における臨時職員については、常勤職員として約 700 人が一般事務、専門職の業務遂行を担っているものの、地方公務員法の規定により雇用期間が最長 1 年と定められていることから、長期にわたる計画的な人材育成が困難です。このため、臨時職員が担っている業務については、長期の民間委託や、労働者派遣などの導入を検討することが必要です。

## ●市の取り組み

本市では、限られた経営資源（職員、施設、予算、時間、情報）を最大限活用することにより、生産性・地域力・経営力を向上させ、質の高いサービスを提供することで、【長浜市基本構想】に掲げる都市の将来像「協働でつくる 輝きと風格のあるまち 長浜」の実現を行政運営の面から推進するために、本市における行政改革の基本的な考え方と推進方策を定めた【**第3次長浜市行政改革大綱**】（平成27年3月）を策定し、改革の方針の1つとして、市民との協働・連携を推進し地域力を上げることを掲げています。

さらに、「地域の経営資源を生かした課題解決と地域活性化」を基本的な視点の1つとした、【**長浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略**】（平成27年6月）を策定し、本市の「まち・ひと・しごと創生」に向けた具体的な施策をまとめています。

### （2）新しい公共の担い手の活躍

社会環境の変化にともなう市民ニーズの多様化に対応するものとして、市民がほしい公共サービスを創意と工夫で市民自らが提供する市民活動、地域活動、コミュニティビジネスなど新たな公共の形成へとつながる活動が注目されています。

本市では、【**長浜市市民協働推進計画**】（平成24年6月）において、長浜市市民自治基本条例におけるまちづくりの基本理念<sup>v</sup>に基づき、協働<sup>vi</sup>によるまちづくりを推進しています。

すでに、連合自治会区域を基本とした市内24地区すべてにおいて、「地域課題の解決」や「地域が必要とする公共サービスの提供」を地域が中心となって実行していくための組織として「地域づくり協議会」が設立されています。

また、長浜市内に活動拠点を置くNPO法人は約40法人あり、主体的に地域課題の解決やまちづくりに取り組まれています。

このような団体や地域の事業所に対し、協働・連携を前提とした必要な支援を実施することで、地域の特性を活かした個性あふれる地域づくりや、コミュニティビジネスなどによる新たなマーケット・市民の就業機会の創出、地域経済の活性化が期待されます。

### （3）国の動向（地方行政サービス改革の推進について）

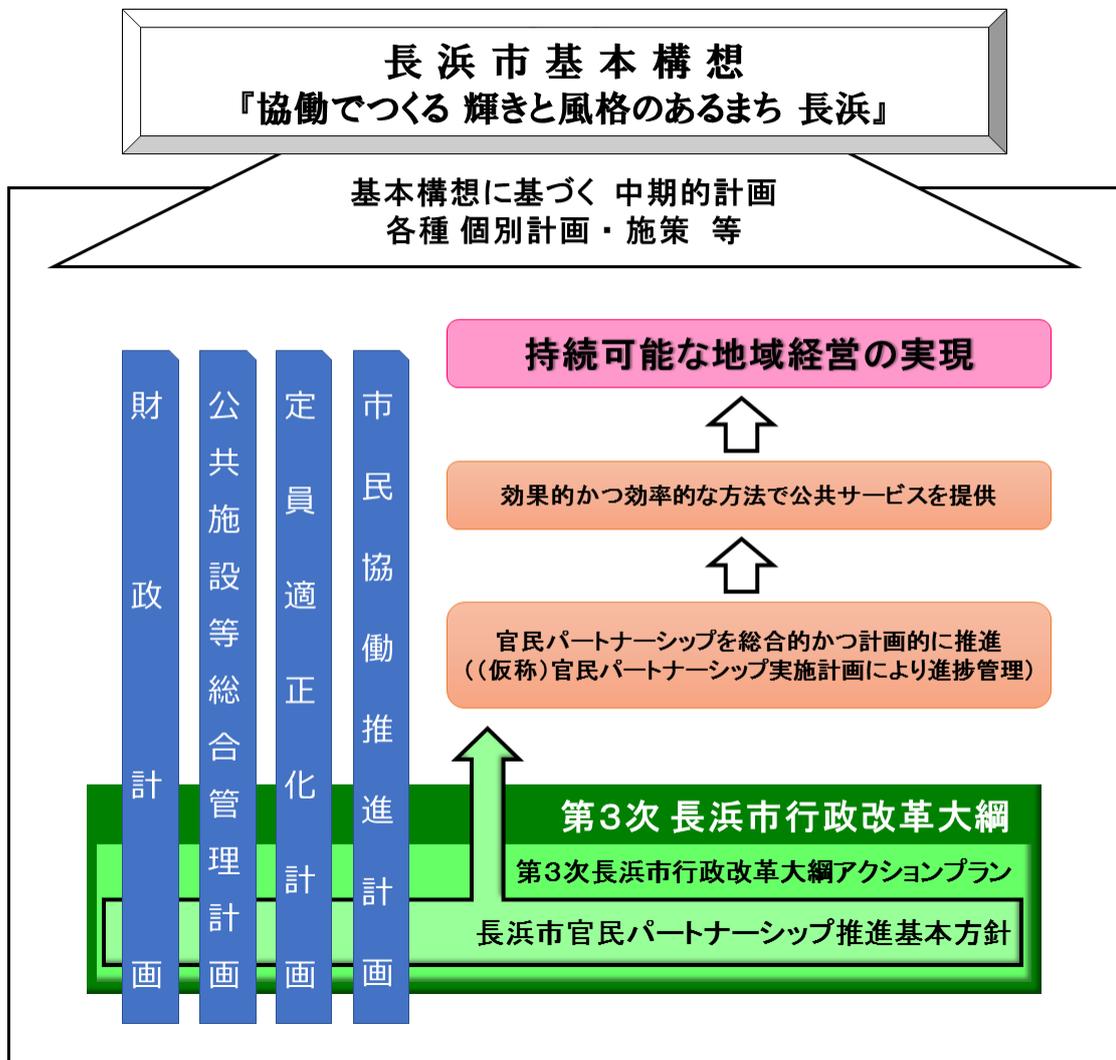
国・地方の厳しい財政状況下においても、引き続き質の高い行政サービスを効果的かつ効率的に提供するため、更なる業務改革を推進する必要性があることから、国では「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年6月）等を踏まえ、「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」（平成27年8月）が策定されました。今後、地方公共団体においては、業務の標準化・効率化に努めるとともに、民間委託等の積極的な活用等による更なる業務改革を推進し、そこで捻出された人的資源を公務員が自ら対応すべき分野に集中させることが求められています。

### 3. 基本的な考え方

#### (1) 基本方針の位置づけ

長浜市官民パートナーシップ推進基本方針の策定は、【第3次長浜市行政改革大綱】の実施計画である【第3次長浜市行政改革大綱アクションプラン】（平成27年3月）の一つとして位置づけられています。

本市の各種計画で方向性や目標として位置づけられている官民パートナーシップを、総合的かつ計画的に推進していくため、本市におけるPPPの基本的な考え方を示し、民間と市の適切な役割分担により、効果的かつ効率的な方法で公共サービスを提供することで、持続可能な地域経営の実現を目指します。



## (2) 基本方針

### 方針 1. 民営化の積極的推進

「民間が担うことができるものは、民間に委ねる」ことを基本に、市が実施するよりも効果的かつ効率的な事業の実施や施設の運営が見込めるものについては、事業や施設の必要性、市の関与の度合いや方法について十分検討したうえで、積極的に民営化を進めていきます。

### 方針 2. 民間と市の適切な役割分担による官民パートナーシップの推進

民営化が難しいもの、または民営化に至るまでの途中にあるものについては、民間と市が対等な協力関係を結ぶことにより、官民パートナーシップを推進します。

その推進に当たっては、VFM（金額に見合う価値）が最も高くなるよう、民間と市のリスク分担の最適化を行います。

### 方針 3. 新規事業等の検討段階における適正な分析・評価

新たな事業を開始（公共施設等の新設を含む。）しようとする場合には、まず民営化をはじめとする民間活力の導入を十分検討し、各事業手法によって発生するコストをはじめ、サービスの持続性等について中・長期的な視点から分析し、最もVFMが高いPPP手法によりサービスを提供し、「最少の経費で最大限の効果を挙げる」（地方自治法第2条第14項）ことを目指します。

## 4. 基本的な方向性

### (1) 市が直接実施すべき事務事業、重点化すべき事務事業

市が担うべき役割として直接実施することがふさわしい事務事業や、今後の地域づくりを進めるうえで重点化すべき事務事業を把握し、これらを除くすべての行政サービスをPPP活用検討の対象とします。

なお、市が直接実施すべき事務事業や重点化すべき事務事業については、次のとおりです。

#### 【市が直接実施すべき事務事業】

##### ■ 公権力の行使に係る事務事業

許認可や税の賦課徴収、行政処分など市民に義務や負担を負わせるものや、市民の自由や権利を制限する事務事業です。

なお、公権力の行使に当たるものであっても、これに付随する定型的な事務など公権力の行使に直接関係しない部分について、関係法令に抵触しない範囲でPPP活用検討の対象とします。

##### ■ 法令等により供給手段に制約のある事務事業

法令や条例等でサービスの提供主体が市に限定されている事務事業です。

なお、法令上の制約が比較的少なく、創意工夫により、PPPによるサービスの提供が可能な事務事業や、自治体間連携等により、地方公共団体が相互に連携を図ることで効率化が見込める事務事業、法改正等により制約が緩和される動きがある場合については、PPP活用検討の対象とします。

#### 【重点化すべき事務事業】

##### ■ 政策立案等に関する事務事業

行政において核となる事務事業であり、市の役割として重点化すべき事務事業です。地域経営の観点からの計画立案や条例制定といった戦略的な機能、事業のモニタリングを含む公共サービスのマネジメント機能が市に求められています。

なお、政策立案のためのデータ収集や、機械的な業務、専門調査等は、PPP活用検討の対象とします。

## (2) PPPの目指す方向性

### ① 市民ニーズに即した質の高い民間サービスの調達

民間のノウハウ、専門知識、技術や柔軟な業務執行体制等を活用し、市だけでは生み出せない新しい機能や付加価値を創造することで、公共サービスの充実を目指します。

また、多様な主体によって公共サービスが提供されることにより、市民がそれぞれ必要とする内容のサービスを自らが選択できる機会を拡大させることで、公共サービスに対する市民満足度の向上を目指します。

さらに、地方公会計の活用により、行政サービスにも民間的な発想や新たな事業手法等を積極的に取り入れます。

### ② 行政経営資源の重点配分

PPPの推進により生み出された行政経営資源を市が直接実施すべき事務事業、重点化すべき事務事業へ重点的に再配分します。

また、民間が公共サービスに参入しやすくなる環境の整備等を通じて、公共サービスの新たな担い手を支援するといった地域づくりのコーディネーター的な役割へと市の位置づけを転換します。

### ③ 地域力の向上と地域経済の活性化

民間との協働により公共サービスを提供していくことで、地域における多様な主体の活動の場を拡大し、地域力の向上を図ります。

また、市が従来行ってきた業務を積極的に民間に開放することにより、地域における雇用の創出、地元企業の発展に寄与し、地域経済の活性化につなげる好循環を作り出すことを目指します。

### (3) PPP活用の視点

#### ① 事業の必要性の検証

これまで市が実施していたすべての事務事業について、その必要性を改めて検証し、市民ニーズや事業効果の観点から廃止すべきものは廃止します。継続して実施すべき事業については、市が直接実施すべき事業かどうかを判断し、PPP活用を検討します。

#### ② 民間が参入しやすい環境づくり

類似業務を集約して発注する包括的業務発注やサービス水準を重視する性能発注<sup>vii</sup>など民間の創意工夫が発揮しやすい発注方式の採用、人材投資を可能とする適切な事業期間の設定（債務負担行為の適切な設定等）、民間からの提案による「提案型公共サービス民間活用制度<sup>viii</sup>」の導入など民間の参入意欲が高まる環境の整備を図ります。

#### ③ 地域経済の活性化につながる担い手の育成

第三セクター、市内に業務拠点のある民間事業者や民間団体で、担い手としての役割を十分に果たせる見込みがある民間事業者等については、適切な支援策を講じることで担い手の育成を図っていきます。

#### ④ リスク分担（責任所在の明確化）

民間と市との責任の範囲を契約書、協定書等により明確化しておくとともに、契約の履行過程において市の管理、監督機能が十分に働くように留意します。

また、契約、協定等の締結時点では正確には想定できない事由によって損失が発生した場合の追加的支出等の分担を含む措置、具体的な手続き等を定めることとします。

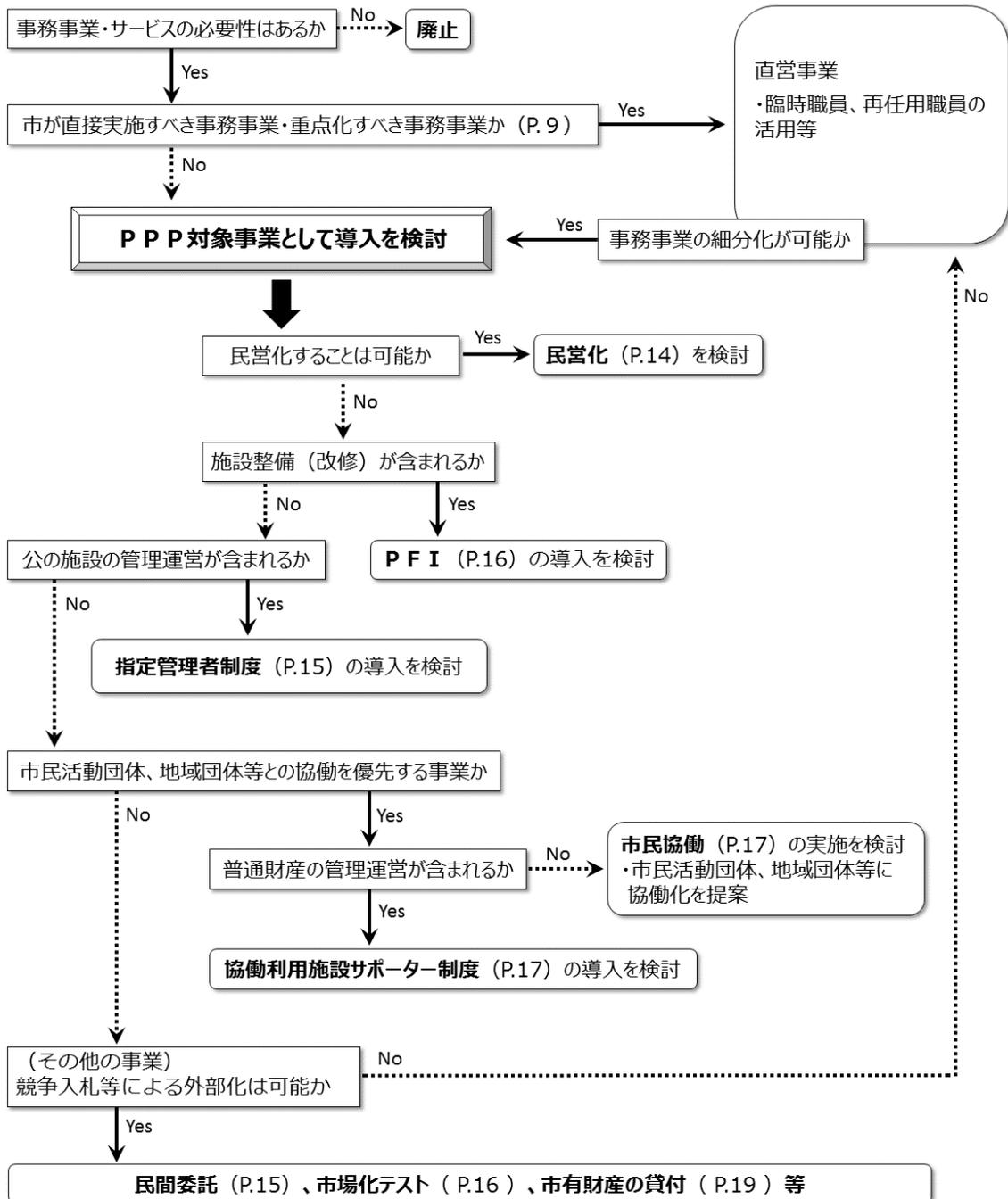
#### ⑤ 競争性・透明性の確保

公共サービスの担い手の決定に当たっては、正当な理由なく、長期にわたる固定化や業務の独占などが生じることのないよう、法令等に十分留意し、競争性・透明性を確保できる手続きにより行います。

## 5. 検討に向けた進め方

PPP活用検討に向けては、最適な担い手による公共サービスの提供を図るため、本方針に基づき適切な事業実施手法を選択します。

### (1) 活用検討フローチャート



## (2) 推進方策等

### ① 庁内における推進体制

PPP活用の推進に当たっては、民間の思考や発想を新たな視点として持つことにより、これまでの既成概念や経験則にとらわれず、民間と市が適切な役割分担を形成することが求められます。

公共サービスの質の向上、コストの削減や事務の効率化の実現に向けて事業目的を最も効果的に達成できる手法を再検討し、適切な手法によるPPP活用を全庁的に推進するとともに、官民パートナーシップに向けた横断的な提案、検討および全庁的な推進管理を長浜市行政改革推進本部において行うこととします。

### ② 民間意見の聴取

PPP活用の検討に当たっては、民間の参入を促すための情報交換、民間から広く意見や提案を求め、対話を通じて市場性などを調査することが必要です。

このため、学識経験者や市民の代表等で組織する「長浜市地域経営改革会議」などを通じて広く意見を聴取することとします。

### ③ 市民への周知、PRの実施

市民に対して、質の高い公共サービスの享受が期待できるなどのPPP推進によって得られるメリットについて、先進事例を紹介するなど具体的にわかりやすく示しながら、PPP活用検討に係る情報の公開やPPP導入事業の周知・PRに努めます。

## 6. 民営化の主な実施手法

民営化の実施手法については、その対象や目的に応じて以下のとおり分類します。

### (1) 施設譲渡

長浜市公有財産利活用推進本部において譲渡（売却）の方針決定を行った施設を対象に民間に譲渡します。

また、施設譲渡に伴い、施設に付随していた事業運営、事業の円滑な移行を図るとともに、施設譲渡後の安定したサービスの提供や地域振興への取り組みを促すため、引き続き必要なサービスが提供されるよう、譲渡に係る条件整備を行います。

### (2) 事業の移管

法令等の改正や市民ニーズの変化により市自らが提供主体となる必要がなくなった事業、地域において民間市場が形成されておりすでに市場が成熟している分野の事業などを対象に民間への移管を検討することとします。

なお、事業の移管に当たっては、市民に対して安定的かつ継続的なサービスが確保されるかどうか十分に検討し、市民や関係機関等への合意形成を図ります。

### (3) 法人設立

公共サービスの担い手となる第三セクター等の民間事業体を設立することや、民間主体での法人設立に対して積極的に支援することで民営化を図るものです。

具体例として、水道、道路など社会インフラの維持管理・更新を担う事業者や、幼稚園・保育園の運営を担う法人などが今後の検討対象として挙げられます。

なお、法人設立に際して、市が直接出資する場合には、将来的な法人の自立化も見据えて、その効果を十分に見極めることとします。

## 7. PPPの主な実施手法

PPPの実施手法については、手法の目的や性質に応じて以下の類型に基づき分類します。

類型	主な実施手法
(1) 行政サービス型	民間委託、指定管理者制度、PFI、市場化テスト等
(2) 支援・連携型	市民協働、協働利用施設サポーター制度、自治体間連携 <sup>※</sup> 等
(3) 公有財産活用型	市有財産の貸付、広告掲載事業、ネーミングライツ等

※ 自治体間連携は、地方自治法第2条第15項における「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない」という規定に基づく効果的かつ効率的に公共サービスを提供する手法のひとつとして記載。

### (1) 行政サービス型

現在、市が行っている事務事業の全部または一部について民間が担う手法です。選択する手法によって市の関与の度合いは異なります。

#### ● 民間委託

事務や業務に必要な監督権限を市に有したままで、民間の高度な専門知識・技術の活用や効果的かつ効率的に業務を実施するため、民間に委託するものです。

民間委託は、最も多く活用されるPPP手法であり、印刷製本、製造、データ入力や清掃、施設管理などの定型的・機械的な業務、専門調査・検査、情報システムの構築や機械整備などの専門的な業務を、仕様に基づき民間が請け負うことで、効果的かつ効率的な業務の実施やコストの削減を図ることができます。

#### ● 指定管理者制度

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設について、議会の議決を経て指定される「指定管理者」に当該施設の管理に関する権限を委任して維持管理・運営を行っていただくものです。指定管理者は行政処分に該当する使用許可も行うことができます。

本市においては、91施設（平成27年度4月1日現在）に導入されており、今後も、公の施設の設置目的を効果的に達成するため必要な場合は、【公共施設等総合管理計画】における施設ごとの基本方針に基づき、指定管理者制度の導入を進めます。

● P F I (Private Finance Initiative)

公共施設等の設計、建設（改修）、維持管理・運営等を民間に包括的に委ね、その資金、経営能力、技術的能力を活用し、市が直接実施するよりも効果的かつ効率的に公共サービスの提供を図るものです。P F I の導入を検討する際には、国の動向も踏まえ、収益施設を併設・活用すること等により収益性を高め、事業費用を収益で回収する方式も検討するものとします。

● 市場化テスト

公共サービスの質の向上と経費の削減を目的とし、そのサービスの提供について、競争原理を導入し、民間と市、もしくは民間同士が対等な立場で競争入札に参加し、質・価格の観点から総合的に優れた者が、公共サービスの提供を担う制度です。

対象事業としては、窓口関連業務、徴収関連業務、公物管理業務、統計調査関連業務などがあります。

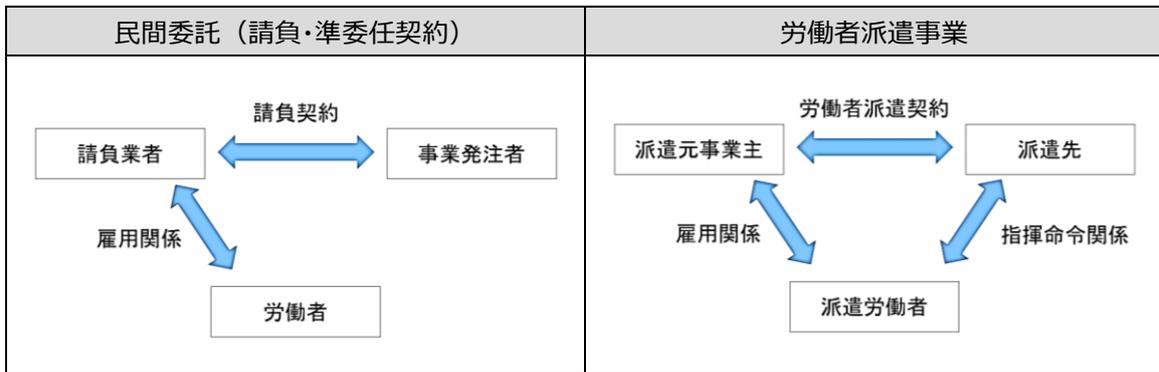
● 労働者派遣

市が指揮命令権を有したままで、民間事業者が雇用する専門性が高く一定の事務処理能力が期待できる労働者を、市の業務に従事させるものです。

業務従事者に対して市からの指揮命令が可能な点が民間委託と大きく異なります。

本市では、窓口業務の総括的な案内、申請書等の記載事項に関する質問対応等の来庁者の対応をするフロアマネージャー業務において、すでに導入しています。

【民間委託（請負・準委任契約）と労働者派遣事業との相違】



※出典 厚生労働省「労働者派遣事業関係業務取扱要領」

## (2) 支援・連携型

市が民間に対して支援措置を講じたり、民間や他の地方公共団体と市が事業の目的を共有しお互いの役割を明確にして連携し、より効果的かつ効率的な事業を実施する手法です。

### ● 市民協働

民間と市が、目的を共有してそれぞれの役割および責任の下で、相互の立場を尊重し協力して、公共の利益を実現するために活動するものです。

本市では、公共サービスの担い手となる団体（地域づくり協議会や市民活動団体等）が自主性・自発性を発揮しながら様々な公益的事業を行えるよう、平成28年4月から「市民活動センター」を開設し、課題解決型の人材育成、活動に対する相談と情報提供やコーディネート等の支援をしていきます。

### ● 協働利用施設サポーター制度

地域の市民が身近に利用する施設について、施設利用者と市が合意書を取り交わし、市民協働による管理運営を行う制度です。

当制度は、主に行政目的で利用していない施設を対象としている点が、指定管理者制度と大きく異なります。

### ● 官公庁オークション

民間事業者が提供しているインターネットオークションの仕組みを利用し、土地・建物、未利用の公有財産や市税等の滞納処分による差押財産を官公庁オークションサイトを通じて、売却するものです。

本市においても、施設の統廃合等によって不要と判断された備品等の公有財産の売却や、市税等の滞納処分による差押財産の公売において活用されています。

### ● 自治体間連携

自治体間連携（Public Public Partnership／以下「新PPP」という。）とは、地方公共団体の組織および運営の合理化を図るため、地方公共団体が相互に連携を図るものです。

平成26年の地方自治法改正により、別組織（組合や協議会）の設立を必要としない、より簡素で効率的な相互協力の仕組み（連携協約）が制度化されました。

地方自治法に規定されているものだけでなく、自治体間連携の様々な仕組みを活用する新PPPの発想により、広域観光施策、近隣自治体と連携した企業誘致、公共施設を自治体間でシェアするといった、より効果的かつ効率的な施策の検討が可能です。

【 地方自治法に基づく広域連携制度 】

共同処理制度	制度の概要	主な事務など
連携協約 (第 252 条の 2)	地方公共団体が他の地方公共団体と連携し事務処理をする際に、基本的な方針や役割分担を定める連携協約を締結することができる。	連携協約に係る紛争があるときは、自治紛争処理委員による処理方策の提示を申請することが可能
協議会 (第 252 条の 2 の 2)	地方公共団体が共同して事務の管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度	広域行政計画等に関するもの、消防の通信指令など
機関等の共同設置 (第 252 条の 7)	地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置する制度	介護認定や障害支援区分判定の審査会、公平委員会など
事務の委託 (第 252 条の 14)	地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度	住民票等の写しの交付など
事務の代替執行 (第 252 条の 16 の 2)	地方公共団体が協議により規約を定め、その事務の一部を当該地方公共団体の名において他の地方公共団体の長などに管理・執行させることができる。	離島・山間地域の市町村の事務を都道府県が代行 近隣市町村間で連携し他団体の事務を代行
一部事務組合 (第 284 条 2 項)	地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体	ごみ処理、し尿処理、救急、消防、火葬場など
広域連合 (第 284 条 3 項)	地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。	後期高齢者医療事務、介護保険事務など

### (3) 公有財産活用型

市が所有する土地や建物などの公有財産を活用し、収入の増加を図るとともに、民間がその公有財産等を活用して事業を展開する手法です。

---

#### ● 市有財産の貸付

市が所有している財産を民間に貸し付けて、賃借料などによる収入の増加を図るとともに、民間が地域の価値や施設の利便性を高める事業を行うことにより、公共サービスの向上を図るものです。市場性、公共性が高い土地では、定期借地権の設定により公共施設等の整備を条件とした民間活用を図ることも可能です。

市有財産の貸付については、地元自治会をはじめ民間と連携し、貸付料等による収入の増加のみだけでなく、市民に新たな便益を提供できる貸付方法も検討し、長浜市公有財産利活用推進本部において利活用方針決定を行います。

---

#### ● 広告掲載事業

市の広報紙や公用封筒等の印刷物、ホームページ、公用車などの資産を広告媒体として民間事業者等の広告を有料で掲載又は掲出することにより、収入の確保を図るものです。

民間事業者にとっては、知名度の向上、販売促進などの効果が期待できます。

---

#### ● ネーミングライツ

スポーツ施設、文化施設、公園などの公共施設の愛称をつける権利（施設命名権）を付与し、その対価を得ることで収入の確保を図るものです。

民間事業者にとっては、市民が一般的に利用する公共施設に対して愛称を付与することにより、広告効果が期待できます。

## 8. 今後の取り組み

### (1) 実施計画の策定

本方針に基づき、平成28年度に民営化・官民パートナーシップ推進に向けた目標・スケジュール等を定める「(仮称)官民パートナーシップ実施計画」を策定し、PDCAサイクルによる進捗管理を行います。

① 事業の点検、既存計画で方針決定済み事業の洗い出し

↓

② 「(仮称)官民パートナーシップ実施計画」の策定

↓

③ PDCAサイクルによる計画の見直し

### (2) PPP活用における事前評価、モニタリングの実施

PPPの活用においては、公共サービスとして必要な水準の維持・確保が求められるため、導入効果の事前評価や適正なモニタリングの実施が必要です。

PPPにて想定される効果を検討し事業実施手法を選択する段階(事前評価)、事業を実施した後に想定した効果の検証および選択したPPP手法が適切であったかを検証する段階(事後評価)の時点で評価を行います。

モニタリングの実施にあたっては、事業ごとに評価基準、評価指標やモニタリングの具体的な実施方法をあらかじめ明確に規定し、民間と市双方の理解の下に実施します。

また、評価結果に基づき、必要に応じて事業を見直し、実施手法を変更するなどの改善を行うPDCAサイクルによる事務事業のマネジメントを行います。

## 9. 留意事項

### ① コストの比較(事業効果の事前測定と効果の検証)

PPP事業の実施に当たっては、VFMの最大化を目指して、事前に「コスト」と「サービスの質」について、直営で実施する場合との比較検討を行うこととします。

この場合、単にイニシャルコストだけの比較ではなく、ランニングコストを含めたライフサイクル全体での比較を行う必要があります。

### ② 法令遵守事項の徹底

労働基準法、労働者派遣法など労働関係諸法令、地方自治法、消防法等、事業実施者が当然遵守しなければならない事項はもちろんのこと、守秘義務が必要な事業については、PPPの導入の検討段階から十分留意するとともに、契約書、協定書等においても明確に示すこととします。

### ③ 職員による適正なモニタリング能力の確保

PPPの導入により市内部で蓄積してきた知識・技術等が失われることがないように、事業実施のノウハウ等を市内部において継承し、公共サービスが適正に提供されるよう職員自らがモニタリングできる能力の確保に努めるものとします。

## 用語解説

### i コミュニティビジネス

地域資源を活かしながら「ビジネス」の手法により地域の課題解決に取り組むことであり、地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与することが期待されています。

### ii 民間

本方針における民間とは、民間事業者のみならず、自治会、地域づくり協議会など地域コミュニティ組織や、ボランティア団体、NPO法人など市民活動団体、社会福祉法人など公益団体も含み、公共サービスの担い手となり得る可能性のあるすべての団体の総称として定義します。

### iii VFM (Value For Money)

VFMとは支払い(Money)に対して最も価値の高いサービス(Value)を供給するという考え方のことです。従来の方式と比べてPPPの手法を用いることによって総事業費をどれだけ削減できるかを割合で示します。

本方針においては、「金額に見合う価値」と定義します。

### iv がっぺいさんていがえ 合併算定替

合併算定替とは、合併団体に対する特例措置として設けられている制度で、合併したことにより普通交付税が直ちに減少することは合併の阻害要因となることから、合併後一定期間は、旧市町村が存続したものとみなして普通交付税を算定することをいいます。

### v まちづくりの基本理念

「長浜市市民自治基本条例」(第3条)では『まちづくりの基本理念』を次のように定義しています。

『まちづくりの主体は市民であり、市民及び市は協働して次に掲げるまちづくりの推進に努めるものとする。』

- (1) 市民及び市が、合意形成を図るために必要な情報を相互に共有できるわかりやすく開かれたまちづくり
- (2) すべての市民の人権が保障され、それぞれの個性又は能力が活かされる公平・平等で格差のないまちづくり

---

(3) 市民の自主的・主体的な参画が保障されるとともに、市民及び市が相互の役割を尊重し、みんなで協働して取り組むまちづくり

**vi 協働**

「長浜市市民自治基本条例」では『協働』を次のように定義しています。

『市民及び市又は市民相互がその役割分担に基づき、相互補完的に対等な立場で協力して行動すること。』（第2条第1項第4号）

**vii 性能発注**

性能発注とは、施設やサービスの調達に当たって、発注者が詳細な仕様等を提示するのではなく、満たすべき要件やサービス水準を規定し発注することで、具体的な手法やプロセスについては受託者に委ねられる発注方式です。事業者のノウハウを活かした創意工夫による効率化が期待されます。

**viii 提案型公共サービス民間活用制度**

提案型公共サービス民間活用制度とは、市が示す課題及び要件に基づき、更なる改善を必要とする事業に対して、民間のアイデアや工夫により、市が実施するよりもコストやサービスの質の面で優れている提案を民間事業者から募集し、採用された提案に基づき業務委託等を実施するものです。